

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	重点項目評価書(固定資産税賦課事務)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高槻市長

## 公表日

令和7年4月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	固定資産税賦課事務								
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税に関する事務。 1. 固定資産税等の賦課に関する賦課事務。 2. 固定資産税等の減免に関する減免事務。 3. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務。 4. 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷。 5. 証明(評価証明、公租公課証明等)発行事務。								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	固定資産税賦課システム								
②システムの機能	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税の賦課に関する電算処理。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム2									
①システムの名称	税証明発行システム								
②システムの機能	地方税法に基づき、市・府民税所得(課税)証明、納税証明、固定資産課税台帳記載事項証明(評価証明・公租公課証明・所有証明)等の発行を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム3									
①システムの名称	台帳検索システム								
②システムの機能	1. 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷 2. 証明(評価証明、公租公課証明等)発行業務								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								

システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー、生活保護システム、介護保険事務処理システム、障がい者福祉システム )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符合」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保有・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>		
固定資産税システムデータベースファイル		
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>		
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48項	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	高槻市総務部資産税課	
②所属長の役職名	資産税課長	
<b>7. 他の評価実施機関</b>		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
その必要性	市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 2. 4情報、その他住民票関係情報、連絡先: ①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③住所とのマッチングを行うため、④死亡などによる納税義務者の変更を確認するため⑤本人への連絡等のために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	高槻市総務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	市税の公平・公正な賦課事務遂行及び個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。	
④使用の主体	使用部署	高槻市総務部資産税課、税制課、収納課、富田支所、三箇牧支所、樫田支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①課税管理に関する事務 ・調査及び届出等による情報から、賦課・減免等の課税管理業務を行う。 ②共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。 ③証明発行に関する事務
	情報の突合	納税者の確認(納税者の特定)等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない ] <選択肢> ( ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### ●保管場所

①電子データの特定個人情報については、庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置したコンピュータ内に保管する。

②申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、入退室管理(※)が行われている部屋に保管、あるいは施錠可能な部屋または棚に保管する。

③BCP対策として外部の機密情報資産管理事業者にデータ保管を委託している。なお、保管にあたっては鍵のかかったケースで保管し、鍵は本市のみが管理しているため、委託事業者が特定個人情報にアクセスすることはできない。

(※)管理室内への入退室権限を持つ者を限定し、ICカードとパスワードにより入退室する者の管理を行っている。

### ●消去

①特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。

②保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理を行い廃棄する。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報

個人コード、個人番号、法個外区分、異動年月日、入力課コード、外字登録フラグ、氏名あふれフラグ、異動事由、性別、生年月日、住民日、住民届出日、転出・死亡・消除日、転出実定日、国籍、世帯番号、続柄、前住所、現住所(住所コード・郵便番号・地番・カナ方書・カナ住所・漢字住所)、市内最終住所(町コード・郵便番号・地番・カナ方書・漢字地番・漢字方書)、発送先フラグ(普徴・特徴・固定・償却・軽自・収納・清掃)、発送先住所(住所コード・郵便番号・地番・カナ方書・カナ住所・漢字住所)、現住所バーコード、市内最終住所バーコード、発送先バーコード、宛名備考情報、削除フラグ

義務者情報

課税年度、義務者番号、義務者区分、個人コード、所有者個人コード、本店住所、共有者数、異動コード、異動事由、代納者設定日、代相納管区分、削除フラグ、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

共有者情報

課税年度、義務者番号、共有者番号、代表者区分、個人コード、持分(分子・分母)、権利異動事由、権利異動日、種別異動事由、種別異動日、台帳面所有個人コード、年度区分、按分該当フラグ、削除フラグ、宛名不明フラグ、持分警告フラグ、権利異動事由日、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)、異動区分

当初納税通知書郵送先情報

課税年度、義務者番号、郵便番号、通知書郵送先住所、別打コード、物件数、共有者数、口座振替方法、入力者コード、論端名、異動日(西暦)

路線価情報

現年度の内容(課税年度・路線番号(標準値番号)・用途地区・路線価(農地単価)・道幅・幅員・舗装・都計用途・下水・下落率)、評価替前年度の内容(課税年度・路線番号(標準地番号)・用途地区・路線価(農地単価)・道幅・幅員・舗装・都計用途・下水・下落率)、路線新設日(西暦)、異動コード、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

土地情報

課税年度、物件番号、義務者番号、町コード、大字コード、固町コード、地番、順位、特記、地目(登記・現況)、地積(登記・現況)、地積区分、一画地(主・地積)、土地一画地(主・地積)、一画地物件番号、市調コード、非課税区分、減免コード、減免期間(分子・分母)、地図番号、所在(位置・地番)、状況コード(A・B・C)、市街化編入年度、分筆元(物件番号・異動日)、合筆先(物件番号・異動日)、免税点、概調用個人法人コード、旧路線番号、旧用途地区、旧地図番号、前年度農地区分、軽減切れフラグ、未評価フラグ、削除フラグ、路線番号、用途地区、奥行、間口、市街化農地幅員補正、側方路線1(路線番号・区分・奥行・奥行補正・加算率)、側方路線2(路線番号・区分・奥行・奥行補正・加算率)、二方路線(路線番号・区分・奥行・奥行補正・加算率)、陰地割合、無道路地(遠い奥行・奥行補正率・近い奥行・通路開設補正率・専用通路有)、農地区分、農課コード、農地標準地番号、農地評点数、農地比準割合、山林比準割合(計算値)、鉄軌道(状態・評点数)、農地補正(A・B・C・D・E・災害)、山林補正(標高差・支線・幹線・その他)、宅地補正(奥行補正(計算値)・形状選択コード(計算値)・間口狭小(計算値)・奥行長大(計算値)・不整形地(計算値)・不整形地・無道路・崖地・高圧・区画・道路負担・街路・段差・地盤・水路・JR阪急・新幹線名神・下水・墓地歩道橋・公理・日照・河川・周知・用途・調区・規模・その他)、宅地等比準割合、宅地等比準割合(計算値)、市街化農地補正(盛土高・造成費)、住宅率手入力修正日(西暦)、住宅率(1F床面按分(一般・小規模)、延床按分(一般・小規模)、手入力(一般・小規模)、手入力理由、手入力適用最終年度)、当該年度(評価額、固定課税標準額(部分)(合計・小規模・一般・非住宅)、都計課税標準額(部分)(合計・小規模・一般・非住宅)、住宅率(一般・小規模)、固定負担区分(小規模・一般・非住宅)、都計負担区分(小規模・一般・非住宅)、固定達成率(小規模・一般・非住宅)、都計達成率(小規模・一般・非住宅)、評価替前年度(評価額、単価、固定課税標準額(小規模・一般・非住宅)、都計課税標準額(小規模・一般・非住宅)、現年単価、評価替前年度固定本則SW(小規模・一般・非住宅)、評価替前年度都計本則SW(小規模・一般・非住宅)、固定本則SW(小規模・一般・非住宅)、都計本則SW(小規模・一般・非住宅)、固定特例区分(小規模・一般・非住宅)、都計特例区分(小規模・一般・非住宅)、固定負担水準(小規模・一般・非住宅)、都計負担水準(小規模・一般・非住宅)、下落率、下落特例フラグ、前年度固定課税標準額(部分)(合計・小規模・一般・非住宅)、前年度都計課税標準額(部分)(合計・小規模・一般・非住宅)、固定課税標準額(全体)(小規模・一般・非住宅)、都計課税標準額(全体)(小規模・一般・非住宅)、本則課税標準額(固定・都計)、評価替前年度補正(街路・公理・調区・その他)、税額(固定・都計)、減免税額(固定・都計)、最終税額(固定・都計)、単価(評価替前年度の第1~3年度)、評価額(評価替前年度の第1~3年度)、都計減額税額27条、固定軽減税額16条、軽減税額29条(固定・都計)、猶予税額29条(固定・都計)、減額後税額(固定・都計)、宅地補正率(崖地・高圧・区画・道路負担・街路・段差・地盤・水路・JR阪急・新幹線名神・下水・墓地歩道橋・公理・日照・河川・周地・用途・調区・規模・その他)、評価替前年度補正率(街路・公法埋設・調区・その他)、第1~3年度(単価・評価額・下落率・固定(課税標準額(合計)・部分課税標準額(小規模・一般・非住宅)・全体課税標準額(小規模・一般・非住宅)・負担水準(小規模・一般・非住宅)・負担区分(小規模・一般・非住宅)・特例区分(小規模・一般・非住宅)・本則SW(小規模・一般・非住宅)、都計(課税標準額(合計)・部分課税標準額(小規模・一般・非住宅)・全体課税標準額(小規模・一般・非住宅)・負担水準(小規模・一般・非住宅)・負担区分(小規模・一般・非住宅)・特例区分(小規模・一般・非住宅)・本則SW(小規模・一般・非住宅)))、ソート用(地区コード・固町コード・地番・順位・レコード区分)、評価方法、異動処理選択コード、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 土地表示累積情報

物件番号、順位、地目(登記・現況)、地積(登記・現況)、地積区分、表示特記コード、表示異動日、表示異動事由、表示異動コード、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 土地権利累積情報

物件番号、順位、義務者番号、権利特記コード、権利異動日、権利異動事由、権利異動事由月、カナ名称、市内市外チェック、市内住所(市内コード・地番)、市外住所(カナ)、所有者カナ名称、共有者数、異動コード、入力者コード、論端名、異動処理日

### 土地価格累積情報

物件番号、課税年度、評価額、固定課税標準額、都計課税標準額、都計特例課税標準額、住宅率(一般・小規模)、異動コード、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 区分所有情報

[親レコード]

課税年度、物件番号、区分番号、親子、漢字マンション名称、種類、敷地権有無、代表物件番号、被代表指定、非住宅持分合計[子レコード]

課税年度、物件番号、区分所有番号、親子区分、義務者番号、持分(分子・分母)、居住割合(分子・分母)、計算コード、非課税コード、減免コード、減免理由、減免期間(分子・分母)、駐車場按分、家屋物件番号、軽減切フラグ、整理番号、計算用課税標準額(固定・都計)、課税標準額(固定・都計)、税額(固定・都計)、都計減額税額27条、固定軽減税額16条、軽減税額29条(固定・都計)、猶予税額29条(固定・都計)、減額後税額(固定・都計)、減免税額(固定・都計)、最終税額(固定・都計)[共通部分]

町コード、大字コード、固町コード、地番、順位、特記、地目(登記・現況)、地積(登記・現況)、地積区分、市調コード、地区コード、親の内容(評価額・固定課税標準額部分・固定課税標準額小規模部分・都計課税標準額部分・都計課税標準額小規模部分・住宅率(一般・小規模))・異動処理選択コード・入力者コード・論端名・異動処理日(西暦)

### 区分所有権利累積情報

物件番号、区分所有番号、順位、異動日、異動事由、義務者番号、権利異動事由年月、義務者漢字名称、義務者住所、所有者漢字名称、共有者数、持分(分子・分母)、居住面積(分子・分母)、計算コード、非課税コード、減免コード、減免理由、減免期間(分子・分母)、

入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 備考情報

入力日(補数)、入力時間(補数)、レコード区分、義務者番号、土地物件番号、区分物件番号+区分所有番号、家屋物件番号、事由発生日、応対方法区分、相談者区分、相談者氏名、相談者電話番号、備考、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 最終番号情報

データベース名称、レコード区分、最終義務者番号(最終物件番号)、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 証明停止情報

課税年度、レコード区分、義務者番号/土地物件番号/区分物件番号+区分所有番号/家屋物件番号、証明停止終了予定日、検索用義務者番号、プログラム名、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### シスイン情報

現年/次年(課税年度、評価替経過年、発行停止フラグ、入力停止フラグ(義務者・土地・家屋・更正・区分所有)年度進行中農課コード(8割・6割・4割・2割)、更正期、評価入力プログラム・前年度評価計算プログラム・課税標準額計算プログラム)、初期表示年度、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 入力者コード情報

入力者コード、パスワード、削除フラグ、入力者氏名、表示用入力者名、異動処理許可フラグ(管理者・義務者・土地・家屋・更正)、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

### 排他制御情報

データベース名称、課税年度、排他制御キー、プログラム名、異動処理時間、入力者コード、論端名、異動処理日(西暦)

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**異動情報**

処理日、処理時間、セグメント名、プログラム名、論端名、課税年度、キー(義務者番号/義務者番号+共有者番号/物件番号/物件番号+区分所有番号/物件番号+順位/路線番号)

**家屋情報**

課税年度、物件番号、義務者番号、町コード、固町コード、地番1、特記1、地番2、特記2、外筆数、家屋番号、住居表示、市調コード、地区コード、変更事由、変更日、結合番号、住戸数、規格コード、業者等コード、再検討コード、地図番号、マイクロ番号、全戸(調査コード・調査年・調査事由・調査事由年)、サブ地番(町コード・固町コード・地番・特記・順位・住非区分・居宅率)、免税点、未評価フラグ、減失フラグ、種類(登記・課税)、構造(登記・課税)、屋根(登記(主・付)・課税(主・付))、階層(登記(地上・地下)・課税(地上・地下))、床面積(登記(1F・その他・合計)・課税(1F・その他・合計))、一棟床面積(登記(1F・その他・合計)・課税(1F・その他・合計))、区分建物コード、新增コード(登記・課税)、建築日(登記・課税)、登記申請日、調査日、調査済証、建築確認(番号・申請月)、一棟(物件番号・部屋区分・延床面積・専有床面積)、再建点、経年減率、損耗減点補正率、需給減点補正率、特補率、物価水準補正率、設計管理費補正率、理論評価額、評価額、評価替前年度評価額、非課税コード、特例コード、特例終了年、特例切れフラグ、軽減コード、軽減終了年、居住用床面積、居住用床面積計、軽減戸数、軽減床面積、軽減切れフラグ、震災特例(区分・開始年度・終了年度・床面積・切れフラグ)、減免(コード・理由・床面積・期間(分子・分母))、課税標準額(固定・都計)、軽減対象課税標準額(固定・都計)、税額(固定・都計)、軽減税額(固定・都計)、震災軽減税額(固定・都計)、減額後税額(固定・都計)、減免税額(固定・都計)、最終税額(固定・都計)、

異動処理選択コード、入力者コード、論端名、異動処理日<西暦>

**家屋表示累積情報**

物件番号、順位、表示異動事由、表示異動日、床面積計(登記・課税)、固定課税標準額、課税(種類・構造・屋根(主・付)・階層(地上・地下))、入力者コード、論端名、異動処理日<西暦>

**家屋権利累積情報**

物件番号、順位、権利異動事由、権利異動日、義務者番号、義務者カナ氏名、所有者カナ氏名、共有者数、入力者コード、論端名、異動処理日<西暦>

**税情報**

課税年度、義務者番号、義務者区分、非課税区分、レコード区分、土地単純集計(課税標準額(固定・都計)・都計減額税額27条・固定軽減税額16条・軽減税額29条(固定・都計)・猶予税額29条(固定・都計)・減額後税額(固定・都計)・減免税額(固定・都計)・最終税額(固定・都計))、区分所有単純集計(課税標準額(固定・都計)・都計減額税額27条・固定軽減税額16条・軽減税額29条(固定・都計)・猶予税額29条(固定・都計)・減額後税額(固定・都計)・減免税額(固定・都計)・最終税額(固定・都計))、家屋単純集計(課税標準額(固定・都計)・軽減税額(固定・都計)・震災軽減税額(固定・都計)・減額後税額(固定・都計)・減免税額(固定・都計)・最終税額(固定・都計))、固定課税標準額(土地・家屋・合計)、都計課税標準額(土地・家屋・合計)、土地(都計減額税額27条・固定軽減税額16条・軽減税額29条(固定・都計)・猶予税額29条(固定・都計))、家屋(軽減対象課税標準額(固定・都計)・震災軽減税額(固定・都計))、減額後

税額(固定・都計)、減免税額(固定・都計)、最終税額(固定・都計)、補正減免税額(固定・都計)、手入力減免税額(固定・都計)、税額(固定・都計)、義務者軽減税額(固定・都計)、義務者減免税額(固定・都計)、確定税額(固定・都計)、徴収税額、期割額、免税点、物件数、更正理由、期割変更、入力者コード、論端名、異動処理日<西暦>

**オンラインシステムログ情報**

業務コード、処理日、処理時間、論端名、プログラム名称、カード番号、個人コード、個人番号、画面・帳票に使用した情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
固定資産税システムデータベースファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	固定資産税賦課システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、一切行わない。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[   行っている   ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	固定資産税賦課システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDとパスワードによる認証をおこなっている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保管している。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ○ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない        4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている        2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ○ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている        2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>①システム毎に情報システム管理者を定め、職員等に対する教育・訓練を随時行っている。</p> <p>②情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p>③新規採用職員(正職員・非常勤職員)に対して情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p>④管理職に対して、情報セキュリティ関連のe-ラーニングを行っている。</p> <p>⑤違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7322
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高槻市総務部資産税課 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7143
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月14日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

